

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (2月20日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
同意第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託	8
日程の追加	9
議案第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	9
閉会の宣告	11
署名議員	11

※途中ページが抜けている箇所は、仕切りとなっている部分を省略して掲載しております。

令和6年第1回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 令和6年2月20日
会期 1日間
閉会 令和6年2月20日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
2月20日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 同意第1号委員会付託省略(即決) 議案第1号質疑、総務常任委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第1号総務常任委員会(説明～採決)
		本会議	午前11時30分	議案第1号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、 表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

令和6年第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和6年2月20日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和6年2月20日 午前10時00分)

閉 会 (令和6年2月20日 午前10時56分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善

総 務 課 長 宮 城 豊

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	同 第1号 意	副村長の選任について	提案説明 付託省略
5	議 第1号 案	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議 第1号 案	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和6年第1回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 平良嗣男議員及び1番 宮城 貢議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎同意第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第4 同意第1号 副村長の選任についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。
(友寄景善村長 登壇)
- 村長（友寄景善） おはようございます。
令和6年第1回臨時会を招集しましたところ、全議員出席の下、開催されますことを感謝申し上げます。
それでは提案させていただきます。
同意第1号 副村長の選任について
大宜味村副村長に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。
住 所 大宜味村字屋古225番地
氏 名 宮城 豊

昭和38年10月24日生

令和6年2月20日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

令和4年10月6日付で前副村長が辞職し不在となっている為、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、同意を求める。

私は、一昨年10月7日の村長就任以来、今日まで村民福祉の向上と村政発展のため誠心誠意取り組んでまいりましたが、副村長不在による業務の遂行に様々な支障があり、村民に対して御迷惑をおかけし続けております。

副村長不在が長引く中、早急に対応し、果たさなければならない課題も多く、日増しに副村長不在をさらに強く痛感してまいりました。

令和6年4月から新年度がスタートするに当たり執行体制を整え、事業計画の着実な遂行や山積する課題の解決を図りながら、福祉の向上と村政発展のため村民の期待に応えなければなりません。

今回提案させていただき宮城 豊氏は、村役場での行政経験も豊富で、村民そして私とともに村行政を進めるに当たりふさわしい方だと信頼を寄せております。必ずや村政発展のため副村長として力を発揮されるものと思います。

なお、履歴書を添付しておりますのでお目通しください。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 寛議員。

○ 8番（吉浜 寛） 提案理由を聞かせていただきましたけれども、おととしの10月7日から村長就任して、この副村長人選をこれまで展開してきたとっております。その中で今まで副村長の提案あった方も同じ内容のことだと思っております。私も役場のOBで副村長不在がいかにして村の執行体制を低下させているかというふうな認識をして、一日も早い執行体制を整えていただきたいという思いで今日まで対応してきました。

しかし、最初に話がこの議員の中から私にありました。それで私は、今の提案しているものが辞退したということでね、前の方に上げているんだということで、村長と議長に一遍断られたから、そういうことはどうかときちんと説得すべきじゃないかという立場で物を申し上げました。

しかし、今まで上がってきた方が上がってきているんですけども、なぜ今回も同じ人が上がってくるのかなというふうな思いでこうやったら、もともと依頼している人が上がっているということで、これまでのいきさつを私なりに分かりませんので、何でこうなったのか説明をしていただきたいと思いません。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 私、村長に就任してすぐ、やはり副村長を早急に選任して置かなければ村の業務は停滞するという強い危機感を持っておりました。内部登用を考えておりました、内部の方から、はっきり申し上げて現総務課長が適任者ということで本人に説得に当たりましたが、どうしても本人は力がない、力不足だということがありまして、長い時間かけて説得したんですが、私としては断念しました。

それに次いで、2番目に副村長候補に挙げた方は、その方も村行政で長く内部登用ということで、そ

の方をお願いしまして、本人に引き受けてもらって、厳しい状況だと知りつつ提案させていただきました。が、結果的には2度否決されて、これは提案した人が力量がないというよりも、私のこれまでのいろいろな課題というんですか、言動といろいろ選挙等のしこり等があって否決されたものだと思います。提案した方々は副村長としてふさわしい人物だと今でも思っております。

しかし、村長に就任してもう1年4か月、4月までは1年半の空白、不在ということは大変なことだと。令和6年度がスタートするに当たりどうしても副村長を置かなければ村の山積する課題、あらゆる事業計画が遂行できないと非常に強い危機感を持っておりまして、ぜひとも4月1日からは新執行体制で業務をスタートさせたい。その思いがありました。その中でいろいろな方々に相談して、議員の方々にも提案いただきまして、前回引き受けてもらえなかった現総務課長宮城 豊さんに再度お願いして、ぜひお願いということで理解してもらって、今回提案することに至りました。以上です。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 説明を伺いましたけれども、この議会前に、前回上がっていた方からぜひ賛同してもらいたいということをお話されておりました。

また昨日もお会いしたら、同じことをしきりに言っておりましたけれども、私は村長がよければ働きやすいパートナーを決めるのにやぶさかでない。2人の候補者は一応私の後輩に当たります。また、去る村長選挙の候補者にも2人は挙がっています。それぐらいの逸材です。

一長一短はあるかもしれませんが、そういうふうな人選でここまで来たというのはとても残念に思っています。もう少し慎重に進めていただきたいなど。やっぱり傷ついた人もいますので、その辺は、また私はその傷ついたと思われる方から、ぜひ賛成に回ってほしい。私は誰が上がってきても賛成する立場だということをおっしゃって、この件は。

それでぜひともこの辺のわだかまりとかいろいろ払拭する意味でも、村長の4月からのこの問題についてどういうふうにやっていくか。また空白であったということで、災害が人災だと地域の住民からいろいろ苦情も出ております。その辺の配置をやっぱり強固なものにするためにも、副村長の役職の位置づけのものが前回までに提案するたびにこういう仕事があるからということですね、その辺もクリアして、一解正を見出せるような行政が運営できるのか。その辺を村長の決意をもう一度お聞きしたいと思いません。よろしくお祈りします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

もし、今回同意いただければ4月1日から任命して、新しい体制で、村長1人では業務ができることできないことありますので、やはり副村長とともに村が計画している事業の着実な執行、そして山積する課題、先ほど申し上げましたが、山積する課題に対応、解決を図って村民の期待に応えられるように副村長以下全職員一丸となって村行政を進めてまいり所存でございます。以上です。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

同意第1号 副村長の選任については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって同意第1号 副村長の選任については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 副村長の選任についてを採決します。

念のため申し上げます。採決は起立により行いますが、起立しない方は反対と見なします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって同意第1号 副村長の選任については、同意することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第5 議案第1号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第1号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月20日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和5年政令第347号)及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令(令和5年省令第82号)が令和5年12月6日に公布され、3月1日から施行されることに伴い、大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

主な内容としましては、令和6年3月1日から施行される戸籍、除籍謄本等の広域交付にかかる手数料の金額及び戸籍、除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の金額等を定める改正となっております。

説明資料に、新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

- 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

○ 議長（大城佐一） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時17分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

◎日程の追加

○ 議長（大城佐一） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第1号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第1号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 追加日程第1 議案第1号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 1 0 号

令和6年2月20日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

総務常任委員会

委員長 大 城 邦 彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第1号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(大城邦彦) ただいま議題となりました議案第1号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として、総務課長、住民福祉課長の出席を求め、2月20日午前10時30分予定を8分繰り上げて午前10時22分からの審査をいたしました。

議案第1号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本条例の改正については、令和5年12月6日に公布された地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令について、戸籍、除籍謄本等の広域交付、戸籍、除籍謄本等電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を定める必要があり、本条例を改めるものであります。

改正としまして、大宜味村手数料条例(平成12年条例第26号)の一部改正で、別表第1の全部改正となっております。

なお、この条例は、令和6年3月1日から施行するとあります。

議案第1号について質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます報告といたします。

○ 議長(大城佐一) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第1号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第1号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（大城佐一） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回大宜味村議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前10時56分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員